

韓国知的財産ニュース 2022年9月前期

(No. 470)

発行年月日：2022年9月20日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告
(特許庁公告第2022-232号)
- 1-2 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令
(産業通商資源部令第483号)
- 1-3 知識財産基本法施行令の一部改正令(案)の立法予告
(科学技術情報通信部公告第2022-0875号)

関係機関の動き

- 2-1 韓国・フランス、「特許審査ハイウェイ (PPH)」プログラムを
9月1日から施行
- 2-2 韓国特許庁、第18回国際特許情報博覧会 (PATINEX2022) を開催
- 2-3 韓国特許庁・サムスン電子、「技術協力・投資誘致説明会
(Biz 技術説明会)」を開催
- 2-4 韓国特許庁・LG 特許協議会、知的財産の獲得・保護に向けた懇談会を開催
- 2-5 地域知的財産の発展に向けた「第14回地域知的財産政策協議会」を開催
- 2-6 「2022年政府全体の公共技術移転・事業化ロードショー」を開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 SNS アカウント詐称行為、不正競争防止法および商標法違反の恐れ

その他一般

- 5-1 もはや多重接続エッジコンピューティングだ！盛り上がっている

5G ネットワーク市場

- 5-2 車載カメラ・ライダー、自動運転時代の主導権をしっかり握る

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告(特許庁公告第 2022-232 号)

電子官報 (2022.9.8.)

特許庁公告第 2022-232 号

デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告をするに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 9 月 8 日

特許庁長

デザイン保護法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

拒絶決定不服審判等に対する審判の請求期間の延長権者を特許庁長に一元化するデザイン保護法（法律第 18815 号、2022.2.3.公布・施行）が改正されたことを受け、変更事項を反映しようとするものである。

2. 主要内容

デザイン保護法の改正事項を反映（案第 29 条第 4 項）

拒絶決定不服審判等に対する審判の請求期間の追加延長権者を「特許庁長又は特許審判院長」から「特許庁長」に変更する。

3. 意見提出

デザイン保護法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2022 年 10 月 24 日火曜日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：デザイン審査政策課長）に提出してください。なお、一部改正令案全文の確認をご希望の方は、特許庁のウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr> 冊子/統計→法令及び条約→立法予告) をご参照ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否とその理由）
- ロ. 姓名（法人、団体の場合はその名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

特許庁デザイン審査政策課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 1305 号（〒35208）

電話：(042) 481-5766、Fax：(042) 472-3468

電子郵便：juris72@korea.kr

1 - 2 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 483 号）

電子官報（2022.9.8.）

産業通商資源部令第 483 号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022 年 9 月 8 日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

産業通商資源部令第24号特許庁とその所属機関の職制施行規則の全部改正令の附則（産業通商資源部令第373号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第428号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令により改正された内容を含む）第2条第1項中「2022年9月8日」を「2023年9月8日」に改める。

産業通商資源部令第109号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令の附則（産業通商資源部令第344号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令により改正された内容を含む）第2条第1項中「2022年9月8日」を「2023年9月8日」に改める。

産業通商資源部令第172号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令の附則（産業通商資源部令第344号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第354号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令により改正された内容を含む）第2条第1項中「2022年9月8日」を「2023年9月8日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由及び主要内容

特許庁に総額人件費制度を活用して設置した産業財産創出戦略チーム、産業財産通商協力チーム、機械電子商標審査チーム、国際商標審査チーム、産業デザイン審査チーム、国際特許出願審査1チーム、国際特許出願審査2チーム、自動運転審査チーム、スマート製造審査チーム、放送メディア審査チーム、環境技術審査チーム、計測技術審査チーム及び材料金属審査チームの存続期限を2022年9月8日までからそれぞれ2023年9月8日までへと1年延長しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

1-3 知識財産基本法施行令の一部改正令(案)の立法予告(科学技術情報通信部公告第2022-0875号)

電子官報(2022.9.14.)

科学技術情報通信部公告第2022-0875号

「知識財産基本法施行令」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2022年9月14日

科学技術情報通信部長官

知識財産基本法施行令の一部改正令(案)の立法予告

1. 改正理由

知識財産基本法(以下「法」という。)が改正(公布2022.6.10、施行2022.12.11.)されたことを受け、「知識財産基本法施行令」に委任された事項を規定して法律の改正趣旨を反映するために改正する。

2. 主要内容

育成対象の研究機関と法人又は団体の範囲の新設（第26条）

政府が育成すべき知的財産研究機関及び知的財産の創出・保護・活用、振興・学術活動とその基盤作りを目的として設立された法人や団体の要件を規定する。

法律第 号

知識財産基本法の一部改正法律案

知識財産基本法施行令の一部改正令案を次のように改正する。

第26条を次のように新設する。

第26条（育成対象の研究機関と法人又は団体）法第35条第4項による知的財産研究機関と育成対象の法人及び団体は、次の各号のいずれかに該当するものとして各中央行政機関の長が認めて告示する機関と法人又は団体とする。

1. 法第35条第1項による機関として、研究実績が優秀なところ
2. 法第35条第2項による法人又は団体として、知的財産の創出・保護・活用、振興・学術活動とその基盤作りに向けた支援実績が優秀なところ

附 則

この令は、2022年12月11日から施行する。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関、団体又は個人は、2022年10月24日月曜日までに国民参加立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) にオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を科学技術情報通信部に提出してください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見

（賛成又は反対意見と反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（団体の場合は、団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. 送り先

住所：世宗特別自治市カルム路 194（オジン洞）世宗ファイナンスセンターⅡ

科学技術情報通信部成果評価政策課

FAX：044-202-6048

電子郵便：jjd72@korea.kr

4. その他事項

改正案に対する詳細は、科学技術情報通信部成果評価政策課（電話044-202-6925、FAX 044-202-6048）にお問い合わせください。なお、立法予告と関連する改正案は、科学技術情報通信部ウェブサイト（<http://www.msit.go.kr>）の「法令→立法・行政予告」に掲載しておりますので、ご参照ください。

関係機関の動き

2-1 韓国・フランス、「特許審査ハイウェイ（PPH）」プログラムを9月1日から施行

韓国特許庁（2022.9.1.）

韓国企業のフランスでの特許取得、6か月に短縮される

韓国特許庁は、強化されたフランス特許庁の特許要件に備えて、韓国企業が現地市場に進出する際に知的財産権を素早く取得できるようにする「特許審査ハイウェイ（PPH※、Patent Prosecution Highway）」プログラムを1日から施行すると発表した。「特許審査ハイウェイ（PPH）」プログラムを利用すれば、韓国企業が韓国特許庁の審査結果を利用してフランスで6か月以内に迅速に特許を取得できるようになる。

※出願人がある国で特許出願した発明を他の国に出願するとき、速やかに審査を受けられるようにする制度

フランスは「企業の成長とイノベーションに向けた実践計画（PACTE）」の法律を公布（2019年5月）し、それを受けてフランスの知的財産権法および特許審査が強化された（2020年5月）。そのため、韓国特許庁は積極行政の一環として韓国企業のフランス市場への進出および迅速な特許取得を支援するために、今年1月からフランス特許庁と交渉を進め、7月14日の世界知的所有権機関（WIPO）総会でフランスと「特許審査ハイウェイ（PPH）」を施行（9月1日）することに合意した。

韓国は米国、中国、ドイツなどと特許審査ハイウェイプログラムを施行しており、これによって韓国企業が速やかに海外特許を確保できるように支援してきた。今後もインドネシアなど、韓国企業が進出している新興国との「特許審査ハイウェイ（PPH）」の締結を積極的に拡大していく予定である。

特許庁の特許審査企画局長は「変化したフランスの知的財産権環境に対応して韓国・フランス『特許審査ハイウェイ（PPH）』を施行することで、韓国企業がフランス市場への進出

に必要な知的財産権を迅速に確保できるものと期待される。これからも特許庁は韓国企業の海外競争力を高められるよう、国外での知的財産権の確保に向けた支援を拡大する」と述べた。

2-2 韓国特許庁、第18回国際特許情報博覧会（PATINEX2022）を開催

韓国特許庁（2022.9.1.）

未来市場先導の道、知的財産情報で探してみてください

韓国特許庁はイノベーション企業の特許情報活用戦略を共有し、特許情報サービス産業を活性化するために、「国際特許情報博覧会（PATINEX：PATent Information Expo）2022」をソウルで9月1日から2日までの2日間開催すると発表した。イベントは、「知的財産データを活用してデジタル時代を先導する」というテーマで知的財産情報を活用した企業・機関のイノベーションに関するさまざまな講演と展示イベントが用意され、メタバースでもリアルタイムで観覧できる。

今年で18回目を迎える博覧会は、国内外の特許情報専門家の講演で行われる「コンファレンス」と、特許情報サービス企業の多様な製品・サービスを体験できる「展示会」で構成される韓国国内最大規模の国際特許情報博覧会である。

イベントの初日には、シン・ギョンシク韓国ビッグデータ学会長の基調演説に次いで、現代モービス（自動車部品）とLG Energy Solution（二次電池）、NAVER CLOVA（人工知能プラットフォーム）などの新技術分野での知的財産活用戦略に対する講演を行う。2日目には、米国企業Google（IT）およびThe Wells Investment、スタートアップRedWitなどの知的財産情報活用事例と知的財産基盤技術創業推進戦略に関する踏み込んだ講演も行われる。

また、ANYFIVE、Wert Intelligence、WIPS、Mark Cloud、IPACTORY、Illunexなどのスタートアップを含む国内外の26の特許情報サービス企業・機関の多彩な特許情報サービスを直接体験できる展示会も同時に行われる。

国際特許情報博覧会（PATINEX 2022）の開催に関する詳細は、イベントウェブサイト（www.patinex.org）から確認できる。

特許庁の情報顧客支援局長は「特許情報は、技術覇権時代に企業が未来の技術傾向の変化と産業動向を予測して技術開発の方向性などを設定するように導いてくれるコアツール」

とし、「3年ぶりにオフラインイベントとして開かれる今回のイベントに参加した多くの企業が、国内外のイノベーション企業の先進特許情報活用戦略を共有し、未来市場を先導できる良い機会になることを期待する」と述べた。

2-3 韓国特許庁・サムスン電子、「技術協力・投資誘致説明会（Biz 技術説明会）」を開催

韓国特許庁（2022.9.7.）

優秀特許の技術移転促進で大・中小企業の共生を支援する

韓国特許庁は、韓国特許戦略開発院、サムスン電子と共に優秀特許の技術移転による大・中小企業の同伴成長を促進するため、「技術協力・投資誘致説明会（Biz 技術説明会）」をソウルで9月7日に開催すると発表した。今回の説明会は、大学・公共研究機関から特許技術を移転してもらった中小・ベンチャー企業の技術協力と投資誘致の機会を拡大するために用意されており、新技術の開発と新事業の機会を模索するサムスン電子の協力会社66社の経営陣や研究員など、約200人が参加する。

説明会では、大学・公共研究機関からの特許技術の移転および事業化に成功した事例と高付加価値研究開発（R&D）を実現するための知的財産戦略を発表し、韓国特許戦略開発院、韓国発明振興会、韓国環境産業技術院が推奨した34件のエコ素材、高性能素材・部品、高性能・高効率装備関連優秀技術も紹介する。また、サムスン電子が開放した半導体・モバイル・家電などの優秀特許162件の技術移転相談を提供し、中小ベンチャー企業振興公団の技術事業化能力強化事業、韓国知識財産保護院の営業秘密保護支援事業などに対する説明・相談も同時に行われる。

特許庁のアイデア経済革新チーム長は「大学・公共研究機関などの公共技術の民間への移転と事業化を促すために、技術の需要・供給者間の出会いの場を引き続き拡大していく計画だ」と述べた。

サムスン電子の共生協力センター副社長は「技術説明会を通じて産業連携の可能性の高い技術を中小・中堅企業に紹介し、事業機会の拡大を支援するなど、これからも協力会社の持続可能な成長を後押しするために努力する」と強調した。

韓国特許庁、ディスプレイ・バッテリーなどの先端産業の知的財産を強化支援

韓国特許庁は、LG グループ特許協議会所属の知的財産権担当役員との現場コミュニケーション懇談会を9月14日水曜日の午前10時にソウルで開催したと発表した。今回の懇談会は、INNOBIZ協会と知的財産経営の強化に向けた業務提携を締結(2022年6月)したことに続いて、国家戦略産業のコア資産である知的財産の獲得および保護に向けた現場の隘路事項をモニタリングし、さまざまな意見を聴取するために設けられた。

LG 特許協議会は、ディスプレイ、バッテリー、生活家電、先端素材・部品などの特許管理戦略を紹介し、知的財産権の早期獲得に向けた優先審査範囲の拡大および国際的特許紛争への対応などに対する政府の支援を要請した。これに対し、特許庁は、半導体などの先端戦略技術を優先審査の対象に指定する特許法施行令の改正案を紹介し、産業界の意見、特許出願の推移、人材補充などを考慮して優先審査の範囲をディスプレイやバッテリー分野に拡大する計画を案内した。また、人工知能を活用した特許・商標・デザインの検索システムと内外部の専門家が参加する高品質の知的財産審査・審判サービスの提供に向けた努力も説明した。一方、特許庁は、海外の特許不実施主体(NPE)の侵害訴訟に対する韓国企業の知的財産権保護対策を紹介し、職務発明と知的財産権の登録維持費に対するLG側の意見も聴取した。

特許庁長は「韓国企業の競争力を強化するためには、急速に発展する先端技術分野を対象に企業が直接参加する審査官新技術教育を活性化するなど、高品質の知的財産審査・審判サービスを提供するための努力が先行されなければならない」と強調しながら、「これから、各産業分野別に現場のリアルな意見を反映した規制革新および制度改善を通じて韓国企業の国際的競争力の確保を持続的に支援する計画だ」と述べた。

今後、特許庁は、知的財産多出願企業だけでなく、中小企業中央会、ベンチャー企業協会、化粧品業界、製薬業界などから現場の多様な意見を聴取し、知的財産政策に反映する計画である。

2-5 地域知的財産の発展に向けた「第14回地域知的財産政策協議会」を開催

韓国特許庁（2022.9.15.）

韓国特許庁、自治体との知的財産政策のコミュニケーション・協力を強化する

韓国特許庁は、自治体との政策コミュニケーションおよび協力強化に向けた「第14回地域知的財産政策協議会」を9月15日木曜日の午後2時に済州で開催すると発表した。今年で14回目を迎えた政策協議会は（2013年～）、地域中小企業の知的財産競争力の向上および知的財産を通じた地域経済発展の方策共有とコミュニケーションのために積極行政の一環として設けられた。

今回の政策協議会には、特許庁、韓国発明振興会と17の広域自治体の知的財産担当者および各地域の知的財産センター長などが一堂に会し、地域知的財産センターの効率的な運営方法、地域の知的財産の発展の方向性、知的財産を活用した創業・成長支援など、地域の知的財産政策の方向性を議論し、関連する隘路事項の共有および解決策を模索する。また、グローバル知的財産（IP）スター企業の優秀事例を共有し、「自治体事業場の商標権保護対策」講義を通じて知的財産の重要性に対する意識を向上させる。

特許庁の産業財産政策局長は「今回の政策協議会は、特許庁と自治体間のコミュニケーションと有機的協力を通じて知的財産政策の効果を最大化するために設けられたもの」とし、「特許庁は、知的財産を通じた地域中小企業のイノベーション成長と地域の経済発展に向けて、自治体および地域知的財産センターとのコミュニケーションと協力を一層強化する」と述べた。

2-6 「2022年政府全体の公共技術移転・事業化ロードショー」を開催

韓国特許庁（2022.9.15.）

635の優秀公共技術、一堂で披露する！

科学技術情報通信部、産業通商資源部、環境部、国土交通部、海洋水産部、特許庁は、優秀公共技術の民間への移転・事業化の促進に向けた「2022年政府全体の公共技術移転・事業化ロードショー」を9月21日水曜日の午後2時にソウルで開催すると発表した。特許庁と中小ベンチャー企業部主催で始まった（2013年～）このイベントは、昨年5つの部処が参加し、今年から環境部が加わって6つの部処が共にする。

今回のイベントでは、政府の研究開発（R&D）投資を通じて創出された優秀公共技術のうち、各部処が見つけた 635 の事業化有望技術を紹介し、それを必要とする企業には技術移転の相談も提供する。公式ウェブサイト（ipbiz-roadshow.com）に 635 の技術に関する詳細情報を事前に公開し、関心のある企業の事前申し込みを通じて公共技術保有機関と効果的な現場相談が行われるようにした。また、新型コロナなどによって参加が難しい企業家のためのオンライン相談を並行し、ウェブサイトの運営を年末まで延長することで、イベント後も技術移転の相談が進められるようにする予定である。

一方、今回のイベントでは、知的財産の創出・活用能力と成果が優秀な知的財産経営優秀機関に対する授賞式も同時に行われる。知的財産経営優秀機関に選定された大学・公共研究機関には、特許出願料、年次登録料などに活用できる知的財産ポイントが付与される。

特許庁の産業財産政策局長は「6つの部処が厳選した優秀公共技術が、それを必要とする企業に出会い、優れた製品とサービスに生まれ変わることを期待する」とし、「技術の供給者である大学・公共研究機関と需要者である企業間の交流と協力が活性化し、それを通じて企業のイノベーション成長と新しい雇用創出につながるよう地道に努力していきたい」と語った。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 SNS アカウント詐称行為、不正競争防止法および商標法違反の恐れ

韓国特許庁（2022.9.5.）

有名人のアカウント詐称、取り締まりと処罰の対象です

- ・今年 8 月、個人投資家 A 氏は、証券市場専門家 B 氏を詐称したカカオトークアカウントから投資を勧誘されたが、怪しいと思って対話を中断し、確認してみたところ、B 氏を詐称したカカオトークアカウントが 5 個以上運営されていることがわかった。
- ・今年 4 月、C 社は公式インスタグラムアカウントに「最近『C』社を詐称したインスタグラムアカウントが見つかり、イベントに当たったとして個人情報の作成を誘導する虚偽行為について注意を払ってほしい」と掲示した。

韓国特許庁によると、インスタグラム・カカオトークなど、有名人の SNS アカウント詐称行為は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」（以下、不正競争防止法）および「商標法」の違反に該当する可能性がある。不正競争行為としては、アカウントを詐称して営業活動を行う行為（※）（以下、営業主体混同の行為）およびアカウントの名称を有名な他人の氏名や芸名などで構成する行為（※※）（以下、パブリシティ権侵害行為）などがある。

※不正競争防止法第 2 条第 1 号ロ目

※※不正競争防止法第 2 条第 1 号ヲ目

営業主体混同の行為は、国内に広く認識されている他人の氏名・商号・標章、その他他人の営業であることを表示する標識と同一・類似のものを使用して他人の営業上の施設または活動と混同させる行為である。パブリシティ権侵害行為は、国内に広く認識され、経済的価値を持つ他人の氏名など、その他人を識別できる標識を公正取引・競争秩序に反する方法で自分の営業のために無断で使用して他人に経済的被害をもたらす行為である。

営業主体混同の行為またはパブリシティ権侵害行為で被害を被った場合、当該違反行為差止の請求（第 4 条）、違反行為で被った損害賠償の請求（第 5 条）および違反行為で失墜した信用回復の請求（第 6 条）が可能である。また、特許庁に行政調査を申請することができ、行政調査の結果、違反行為であることが明らかになった場合、是正勧告措置が可能である。さらに、詐称されたアカウントの名称が登録されている商標と同一・類似し、提供するサービスが同一・類似して商標権の侵害を構成する場合、特許庁の産業財産特別司法警察（以下、特司警）に捜査も依頼できる。

特許庁はこれと関連し、知的財産保護政策と特許庁の特司警の知的財産権犯罪捜査の現況について産業・法曹界および国民を対象に「知的財産保護政策及び知的財産権犯罪捜査セミナー」を 9 月 6 日に開催する予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「デジタル時代のトランスフォーメーションに伴って新しい類型の不正競争行為および知的財産権侵害行為が発生している」とし、「関連法令を基に違法行為を規律することで、健全な取引秩序が維持されるように引き続き努めていきたい」と話した。

その他一般

5-1 もはや多重接続エッジコンピューティングだ！盛り上がっている 5G ネットワーク市場

韓国特許庁 (2022. 9. 5.)

特許先進 5 か国 (IP5) の多出願順位、韓国企業はサムスン電子が 2 位と頭角を現した

- ・ 消防士が生体信号感知用モノのインターネット (IoT) センサー付きヘルメットを着用して救助現場に投入される。管理者はスマートフォンアプリで消防士の位置と信号を確認し、非常状況の発生時に素早く対処できるようになる。このようなサービスはリアルタイム性が最も重要で、ネットワークの経路を最適化し、データの遅延を最少化して超高速データサービスを可能にする多重接続エッジコンピューティング技術を通じて成り立つ。

韓国特許庁によると、世界特許分野 5 大主要国 (IP5) (※) の多重接続エッジコンピューティング関連特許出願 (※※) は、最近 5 年間 (2016~2020) 年平均 58% ずつ急増し、2016 年 294 件から 2020 年 1,848 件へと 6 倍以上増加した。

※IP5：世界中の特許出願の 85% を占める先進 5 か国 (米・EU・中・日・韓) の特許庁

【多重接続エッジコンピューティング】

情報処理のため遠距離 (コア網) に位置する中央コンピューターに代わって基地局または基地局周辺のコンピューティングサーバーがネットワークのエッジに接続されているユーザーおよびすべての物 (例：モノのインターネット (IoT)、自動運転など) に超高速のリアルタイムサービスを可能にする技術で、モノのインターネット (IoT)、スマートシティ、スマートファクトリー、自動運転などの超高速、多数同時接続、超低遅延の第 5 世代移動通信システム (5G) のサービスに使われる。

国別 (IP5) の出願比を見ると、中国が出願全体の 36.2% を占めて最も多く、次いで米国 (32.6%)、EU (12.9%)、韓国 (12.2%)、日本 (6.0%) の順で、出願人の国籍別には、中国 (37.9%)、米国 (22.3%)、EU (14.0%)、韓国 (13.8%)、日本 (9.9%) の順となっている。

多出願順位は、ファーウェイ (548 件)、サムスン電子 (459 件)、ノキア (445 件)、インテル (336 件)、ベライゾン (213 件) の順となっているが、特にサムスン電子が多出願人順位 2 位に上り、特許権の確保に乗り出している。韓国国内企業の順位は、サムスン電子 (327 件)、SK (33 件)、LG (27 件) など、電気通信企業の出願が目立つ。

一方、韓国国内の多出願人の順位を見ると、KUL CLOUD やピアモンドなどの中小・ベンチャー企業も名を連ねており、これからの競争が期待される。

※国内 10 大多出願人：サムスン電子（327 件）、SK（33 件）、LG（27 件）、電子通信研究院（25 件）、慶熙大学（15 件）、KT（11 件）、KUL CLOUD（10 件）、ピアモンド（7 件）、KAIST（4 件）、NAVER（3 件）

特許庁のモノのインターネット審査課長は「第 5 世代移動通信システム（5G）、ひいては第 6 世代移動通信システム（6G）などの超高速通信を基盤とするさまざまなサービスの市場を先取りするために、多重接続エッジコンピューティング技術に対する競争は一層激しくなるとみられ、韓国も国内企業や大学、研究所などで先行的な技術開発およびコア特許を確保する必要がある」と述べた。

5-2 車載カメラ・ライダー、自動運転時代の主導権をしっかりと握る

韓国特許庁（2022.9.13.）

特許先進 5 か国（IP5）の出願競争の中で良く戦っている韓国企業

ライダー技術は現代自動車 2 位及びカメラ技術はサムスン電子 5 位、LG 電子 6 位

- ・今年 7 月、欧州連合は、乗客と歩行者の安全に向けて「先進運転支援システム（ADAS）（※）」の搭載を義務付ける新しい「自動車一般安全規定」を施行した。この規定は、新しい自動車に直ちに適用され、2024 年 7 月からは欧州のすべての新車に適用される。これにより、ADAS 機能の実現に欠かせない要素であるカメラ、ライダー（LiDAR）などの物体認識関連技術の成長と競争が加速化するものと予想される。
- ※カメラ、レーダー、ライダーなどの感知装置を通じて走行状況を認識し、運転者に危険状況などを自動的に知らせ、速度調節などの一部の運転機能を自動化した技術

韓国特許庁によると、世界特許分野 5 大主要国（IP5）（※）の自動運転車用カメラ・ライダーに対する特許出願は、この 10 年間（2011～2020）で年平均 37%増加し、2011 年 143 件から 2020 年 2,395 件へと、約 17 倍増加したことがわかった。

※IP5：世界中の特許出願の 85%を占める先進 5 か国（日・米・EU・韓・中）の特許庁

2013 年以前はライダー分野の出願がカメラ分野より多かったが、その後、カメラ分野の出願がライダー 分野を追い越し、2020 年にカメラ分野は 1,525 件、ライダー分野は 870 件出願された。物体を識別するためにカメラ技術に人工知能が融合され、ステレオカメラによる 3 次元認識技術が発展するなど、新しい技術の発展と関連するものと分析される。

出願人の国籍別に見ると、カメラ技術分野は日本が 33.2%と最も高い割合を占め、中国 (21.5%)、韓国 (19.4%)、米国 (15.7%)、欧州 (6.7%) の順と、韓国が 2 位を記録した。ライダー技術の場合、米国が 39.7%を占め、中国 (14.3%)、日本 (13.7%)、欧州 (13.2%)、韓国 (12.8%) の順となっている。

技術別の多出願人を見ると、ライダー技術は、伝統的な自動車または部品メーカーが主流となっている反面、カメラ技術は、電子・通信会社の出願が活発である。カメラ技術の場合、ソニーが 455 件 (5.9%)、百度 405 件 (5.3%)、キヤノン 325 件 (4.2%)、パナソニック 303 件 (4.0%)、サムスン電子 299 件 (3.9%)、LG 電子 276 件 (3.6%) の順である。特に、韓国のベンチャー企業である STRADVISION が 266 件 (3.5%) と 7 位を記録し、サムスン電子、LG 電子などの大企業だけでなく、スタートアップの進出も目立ち、見通しが明るい。ライダー技術は、WAYMO が 271 件 (5.7%) と最も高い割合を占め、現代自動車 248 件 (5.2%)、GM189 件 (4.0%)、トヨタ自動車 125 件 (2.6%)、BOSCH120 件 (2.5%) など、さまざまな国籍の企業が多出願企業群に属している。

特許庁の自動運転審査チーム長は「自動運転のためのカメラとライダーが互いに結合して融合センサー技術に発展している。これからもこの分野で多くの技術進歩が予想されるため、特許庁は迅速かつ正確な審査を通じて関連技術の開発を積極的に後押ししていきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム